

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
公布年月日・番号 平成 27 年 3 月 19 日・東京都規則第 17 号

1 概要

(1) 改正理由

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成 13 年東京都規則第 34 号）の改正により総量削減義務の履行期限が 6 箇月延長されることに伴い、中小企業に対して削減量口座簿に係る手数料の減免が適用される期間を延長する。

(2) 改正概要

中小企業に対する手数料の減免対象期間を「平成 27 年度末日まで」から、「平成 28 年度 9 月末日まで」までに改正する。

2 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

3 問い合わせ先

地球環境エネルギー部 総量削減課

直通 03 - 5388 - 3487

内線 42 - 747